

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月26日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例((平成27年10月6日条例第42号)以下、「条例」という。)	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成28年4月12日	I-5② 所属長	税制課長 市村 義範、市民税課長 入澤 豊、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 仲川 憲春	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I-3 法令上の根拠	札幌市個人番号利用条例((平成27年10月6日条例第42号)以下、「条例」という。)	札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I-5② 所属長	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	I-4② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	I-5② 所属長の役職名	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課長 山田 一雄	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成31年3月7日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月16日	I-4② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	データ標準レイアウトの改版に伴う変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文言整理による変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	I-1 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)	事後	文言整理による変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	I-4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	番号法の一部改正に基づく号数の修正及び項追加のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [特に力を入れている]	事後	現在の運用を踏まえた修正であり、リスクを変動させるものではないため重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [特に力を入れている]	事後	現在の運用を踏まえた修正であり、リスクを変動させるものではないため重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(以下「地方税法等」という。)により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年3月18日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(以下「地方税法等」という。)により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)により、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事前	森林環境税法の施行及び番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年3月18日	I-1 ②事務の内容	1 個人住民税 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。	1 個人住民税(森林環境税を含む) 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年3月18日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事前	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更には当たらない。
令和7年9月18日	I-1 ③システムの名称	税収納管理システム、税証明システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、税滞納整理システム、事業所税システム、その他税システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(税宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム	税収納管理システム、税証明システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、税滞納整理システム、事業所税システム、その他税システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(税宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(標準準拠システム連携基盤)	事前	当システムを構築して、ガバナメントクラウドに移行する他システムと行内連携を開始するため、重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	I-6 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)</p>	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	IV-8 人手を介在させる作業	(新設)	<p>〔人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か〕 特に力を入れて行っている。</p> <p>〔判断の根拠〕 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(デジタル庁策定)に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数人での確認、登録経緯の記録をシステムに残すようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。</p> <p>加えて、電子申告等を税システムに自動連携する仕組みを導入しており、人手を介在させる作業の縮減に努めていることから、リスクへの対策は「特に力を入れている」と考える。</p>	事前	様式改正に伴う記載事項の追加であるため、重要な変更にはあたらない。